

岩手県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があった。

平成27年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生年月日
とも歯科医院	花巻市星が丘一丁目30番8号	平成27年7月1日
谷口耳鼻咽喉科医院	奥州市江刺区大通り5番22号	〃
平野歯科クリニック	紫波郡矢巾町流通センター南三丁目1番7号	〃